

季刊

労働おきなわ

2014 Spring

No.125



沖縄県商工労働部労政能力開発課

労働相談窓口

フリーダイヤル

0120-610-223

労働おきなわ

2014 Spring No.125

目次

- ◆ Relay Essay
日本労働組合総連合会 沖縄県連合会（連合沖縄）
会長 大城紀夫…………… 1
- ◆ 平成25年度労働組合基礎調査結果の概要…………… 2
- ◆ 平成26年度前期技能検定受検の案内…………… 6
- ◆ 「平成26年度前期技能五輪沖縄県予選大会」
参加希望選手募集…………… 7
- ◆ ワーク・ライフ・バランス企業認証式…………… 8

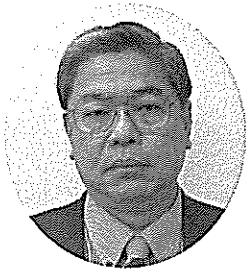
- ◆ INFORMATION
 - ・ゆいワークご存知ですか…………… 9
 - ・石綿による健康被害の救済について…………… 10
 - ・人材育成支援策のご案内…………… 11
 - ・育児・介護のための両立支援制度について…………… 12
 - ・労働条件通知書を交付していますか…………… 13

- ◆ 労働委員会だより…………… 14
- ◆ 労働相談…………… 15
- ◆ 労働経済指標…………… 16



◀表紙の写真

沖縄の「海開き」
沖縄の「海開き」は、毎年3月春分の日前後にスタートし、県内各地のビーチで4月いっぱいまで次々で行われます。



働くことを軸とする安心社会の実現に向け 県民と共に社会的なうねりを!

日本労働組合総連合会沖縄県連合会
会長 大城 紀夫

わが国では社会の持続可能性が脅かされています。いわゆる「アベノミクス」の恩恵はごく一部にとどまり、働く者や生活者の雇用や暮らしは一向に改善されていません。特に沖縄県では、非正規労働者の割合が44.5%と全国で最も高く、若年者の非正規雇用率は50.4%に達しています。年収200万円以下で働くワーキングプアといわれる労働者や多くの若者が、不安定で「使い捨て」の雇用を強いられ、将来に展望が持てないでいます。また、いったん職を失った労働者の再就職への道は非常に険しく、格差と貧困の問題は依然として深刻であり、社会は底割れしかかっています。

しかも、政府は、働く者の暮らしの底上げをはかるどころか、成長戦略・規制緩和の名の下に労働者を保護する法律やルールを改悪し、傷んだ雇用をさらに劣化させようとしています。労働者を犠牲にする経済成長など許されるはずがありません。

政府は、一定年収以上の労働者を労働時間ルールの対象外とする「残業代ゼロ制度」を導入しようとしています。現在は「1日8時間、1週間40時間」との労働時間ルールが設けられていますが、残業代がゼロになるばかりでなく、過労死に繋がる長時間労働が増大してしまっています。

政府は、会社が金さえ払えば労働者をクビにできる「解雇の金銭解決制度」を導入しようとしています。不当にクビにされた労働者が裁判所に訴えて「解雇は無効」との判決を勝ち取り、労働者本人が職場復帰を望んでも、会社が金さえ払えば職場復帰できなくなる不当な制度です。

連合は、労働者への適正な配分を求め、今年の春闘は5年ぶりに賃金引き上げを掲げて闘うこととなります。一時金・手当ではなく、特に月例給を引き上げることによって、正規・非正規職員と組合員・未組織労働者、大企業・中小企業を問わず、すべての働く者の処遇を改善し、賃金の底上げ・底支え、そして格差是正を実現していくことをめざして闘いを進めていきます。

私たち連合は、今こそ、行動によって世論を喚起し、働く者の声を結集し、働く者の雇用と生活の立て直しを国の政策のど真ん中に据え、「格差社会」からの脱却をはかることを求めて、立ち上がることを決意します。

そのためには、労働組合の組織率を高め、働く者が公正に保護される基盤を集团的労使関係の構築を通じて拡大し、社会的波及力を強めていくことが重要です。連合総体として「1000万連合」の実現にむけ、私たち連合沖縄は、構成組織と一体となって「職場の労働組合に加入する」「全ての職場に労働組合を結成しよう」と仲間づくりに取り組んでいきます。

私たち連合沖縄は、すべての働く者のために立ち上がり、社会の不条理に立ち向かい、「ストップ・ザ・格差社会!」すべての働く者の連帯で「働くことを軸とする安心社会」の実現に全力で取り組むことを決意します。これまで以上に働く者の連携を深め、疲弊した生活を立て直し、安心して豊かさを実感できる社会の構築と平和運動、地域社会に密着した活動を展開し、労働組合の存在意義と社会的な影響を高めるため、各構成組織の仲間とともに県民と連帯して、社会的なうねりを創り出していきます。

平成25年度労働組合基礎調査結果の概要

1 労働組合及び労働組合員の状況

平成25年6月30日現在における沖縄県の労働組合数は499組合、労働組合員数は58,149人で、前年に比べ、労働組合数は1組合の減(0.2%)、労働組合員数は122人の減(△0.2%)となった。

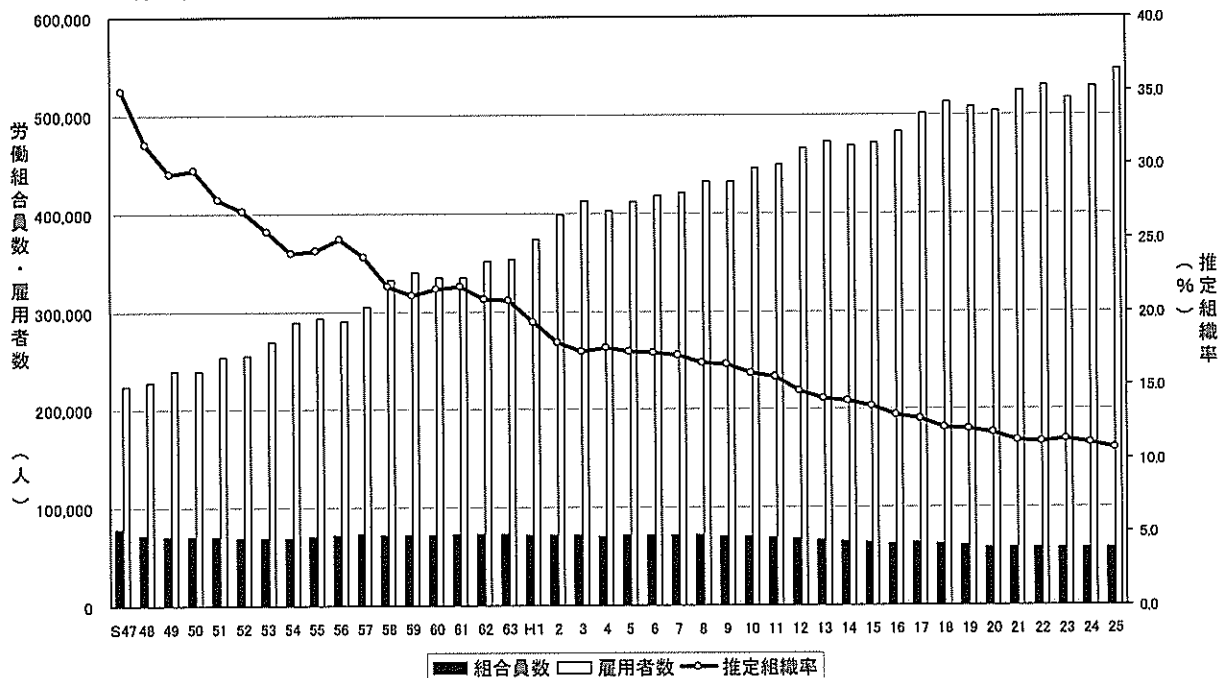
また、推定組織率は、10.6%となり、前年の11.0%から0.4ポイントの低下となった。(第1表、第1図)

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	雇用者数	推定組織率(%)	対前年増減数		対前年増減率(%)	
					組合数	組合員数	組合数	組合員数
H20	508	59,030	504,000	11.7	△10	△1,501	△1.9	△2.5
21	512	58,636	524,000	11.2	4	△394	0.8	△0.7
22	504	58,786	530,000	11.1	△8	150	△1.6	0.3
23	506	58,486	517,000	11.3	2	△300	0.4	△0.5
24	500	58,271	528,000	11.0	△6	△215	△1.2	△0.4
25	499	58,149	547,000	10.6	△1	△122	△0.2	△0.2

(注) 「雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。

第1図 労働組合員数及び推定組織率の推移



2 産業別の状況

労働組合員数を産業別にみると、「公務」が最も多く、11,282人（全体の19.4%）、次いで、「卸売業、小売業」が6,113人（同10.5%）、「サービス業」が6,026人（同10.4%）、「教育、学習支援業」が5,902人（同10.2%）、「医療、福祉」が5,746人（同9.9%）、「金融業、保険業」が5,463人（同9.4%）の順となっている。

前年に比べ増加幅が大きかったのは、「教育、学習支援業」の156人（2.7%）、次いで「複合サービス業」の106人（2.7%）、「卸売業、小売業」の104人（1.7%）、逆に、減少幅が大きかったのは、「サービス業」の281人（△4.5%）、「分類不能の産業」が166人（△55.3%）、「宿泊業、飲食サービス」が37人（△4.6%）、「運輸業、郵便業」が30人（△0.7%）等であった。（第2表）

第2表 産業別労働組合数及び労働組合員数

産 業	労働 組合数	労働 組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全 産 業	499	58,149	100.0	100.0	△ 1	△ 122	△0.2	△ 0.2
農 業、林 業、漁 業	2	20	0.4	-	1	10	100.0	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0	0.0	0	0	-	-
建 設 業	16	1,520	3.2	2.6	△ 1	0	△5.9	0.0
製 造 業	41	1,536	8.2	2.6	△ 1	△ 8	△2.4	△ 0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	27	2,146	5.4	3.7	0	3	0.0	0.1
情 報 通 信 業	23	2,381	4.6	4.1	0	△ 13	0.0	△ 0.5
運 輸 業、郵 便 業	70	4,241	14.0	7.3	1	△ 30	1.4	△ 0.7
卸 売 業、小 売 業	36	6,113	7.2	10.5	△ 3	104	△7.7	1.7
金 融 業、保 険 業	41	5,463	8.2	9.4	0	△ 20	0.0	△ 0.4
不動産業、物品賃貸業	5	258	1.0	0.5	0	△ 3	0.0	△ 1.1
学術研究、専門・技術サービス業	12	426	2.4	0.7	△ 1	2	△7.7	0.5
宿泊業、飲食サービス業	12	769	2.4	1.3	0	△ 37	0.0	△ 4.6
生活関連サービス業、娯楽業	3	197	0.6	0.3	0	5	0.0	2.6
教 育、学 習 支 援 業	28	5,902	5.6	10.2	0	156	0.0	2.7
医 療、福 祉	38	5,746	7.6	9.9	△ 1	37	△2.6	0.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	43	3,989	8.7	6.9	1	106	2.4	2.7
サービス業(他に分類されないもの)	9	6,026	1.8	10.4	1	△ 281	12.5	△ 4.5
公務(他に分類されるものを除く)	91	11,282	18.3	19.4	4	13	4.6	0.1
分 類 不 能 の 産 業	2	134	0.4	0.2	△ 2	△ 166	△50	△55.3

- (注) 1. 「分類不能の産業」は、複数の産業の労働者で組織されている労働組合である。
 2. 「-」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表彰単位に満たない数値、又は算出できない数値である。

3 企業規模別（民間企業）の状況

民間企業の労働組合員数は、31,856人で、前年に比べ129人増加（0.4%）した。

これを企業規模別にみると、1,000人以上規模が16,773人（全体の52.7%）と5割を超え、300～999人規模が4,825人（同15.1%）、100～299人規模が5,832人（同18.3%）、30～99人規模が2,625人（同8.2%）、29人以下規模が623人（同2.0%）、その他が1,178人（同3.7%）となっている。（第3表）

第3表 企業規模別（民間企業）労働組合数及び労働組合員数

企業規模	労働組合数	労働組合員数	構成比 (%)		対前年増減数		対前年増減率 (%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	374	31,856	100.0	100.0	△2	129	△0.5	0.4
1,000人以上	103	16,773	27.6	52.7	2	334	2.0	2.0
300～999人	39	4,825	10.4	15.1	△2	58	△4.9	1.2
100～299人	83	5,832	22.2	18.3	△4	△108	△4.6	△1.8
30～99人	81	2,625	21.7	8.2	△2	150	△2.4	6.1
29人以下	57	623	15.2	2.0	6	84	11.8	15.6
その他	11	1,178	2.9	3.7	△2	△389	△15.4	△24.8

（注）「その他」は、複数の企業の労働者で組織されている労働組合である。

4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数をみると、「労働組合法」が37,622人（全体の64.7%）と約65%を占め、次いで、「地方公務員法」14,433人（同24.8%）、「地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）」3,034人（同5.2%）、「国家公務員法」1,900人（同3.3%）、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（特労法）」760人（同1.3%）、「船員法」400人（0.7%）の順となっている。

前年に比べ、増加幅が大きいものは「地公労法」の61人（2.1%）、次いで「特労法」51人（7.2%）、逆に、減少幅の大きいものは、「労働組合法」の190人（△0.5%）「国家公務員法」52人（△2.7%）となっている。（第4表）

第4表 適用法規別労働組合数及び労働組合員数

適用法規	労働組合数	労働組合員数	構成比 (%)		対前年増減数		対前年増減率 (%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	499	58,149	100.0	100.0	△1	△122	△0.2	△0.2
労働組合法	382	37,622	76.6	64.7	△2	△190	△0.5	△0.5
特労法	5	760	1.0	1.3	0	51	0.0	7.2
地公労法	10	3,034	2.0	5.2	0	61	0.0	2.1
国家公務員法	32	1,900	6.4	3.3	3	△52	10.3	△2.7
地方公務員法	69	14,433	13.8	24.8	△2	8	△2.8	0.1
船員法	1	400	0.2	0.7	0	0	0.0	0.0

5 上部団体別の状況

上部団体別に労働組合員数をみると、「日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）」は、40,986人で、昨年より205人増加（0.5%）しており、労働組合員数全体に占める割合（構成比）は70.5%で、前年に比べ0.5ポイント上昇した。

「沖縄県労働組合総連合（県労連）」は、4,459人で、97人減少（△2.1%）しており、構成比は7.7%で、前年よりも0.1ポイント低下した。

連合沖縄、県労連のいずれにも加盟していない「その他」は、12,704人で、230人の減少（△1.8%）、構成比は21.8%で、前年より0.4ポイント低下した。（第5表）

第5表 上部団体別労働組合数及び労働組合員数

上部団体	労働組合数	労働組合員数	構成比 (%)		対前年増減数		対前年増減率 (%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	499	58,149	100.0	100.0	△ 1	△ 122	△0.2	△ 0.2
連合沖縄	328	40,986	65.7	70.5	2	205	0.6	0.5
県労連	48	4,459	9.6	7.7	2	△ 97	4.3	△ 2.1
その他	123	12,704	24.7	21.8	△ 5	△ 230	△3.9	△ 1.8

6 パートタイム労働者の状況

パートタイム労働者の労働組合への加入状況をみると、加入労働組合数は73組合、パートタイム労働組合員数は5,183人で、前年に比べ2組合減少（△2.7%）し、パートタイム労働組合員数も272人の減少（△5.0%）となっている。

労働組合員数全体に占めるパートタイム労働組合員数の割合（構成比）は8.9%で、前年に比べ0.5ポイント低下し、また、推定組織率も4.3%と、前年より0.7ポイント低下した。（第6表）

第6表 パートタイム労働者の労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	構成比 (%)	短時間雇用者数	推定組織率 (%)	対前年増減数		対前年増減率 (%)	
						組合数	組合員数	組合数	組合員数
H20	48	4,065	6.9	91,000	4.5	17	△ 3	54.8	0.1
21	41	4,701	8.0	98,000	4.8	△ 7	636	△14.6	15.6
22	44	4,363	7.4	96,000	4.5	3	△ 338	7.3	△ 7.2
23	73	5,007	8.6	104,000	4.8	29	644	65.9	14.8
24	75	5,455	9.4	109,000	5.0	2	448	2.7	8.9
25	73	5,183	8.9	120,000	4.3	△ 2	△ 272	△2.7	△ 5.0

（注）「短時間雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。

試験

平成 26 年度前期 技能検定受検案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成 26 年度前期技能検定を次のとおり実施します。

受検受付	平成 26 年 4 月 7 日(月)から 4 月 18 日(金)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) http://www.oki-vada.or.jp	
実技試験	問題公表	平成 26 年 5 月 28 日(水)
	実施	平成 26 年 6 月 4 日(水)から 8 月 10 日(日)まで ★ 平成 26 年 6 月 4 日(水)から 9 月 9 日(火)まで
学科試験	平成 26 年 7 月 20 日(日) ★ 8 月 24 日(日)、8 月 31 日(日)、9 月 3 日(水)、9 月 7 日(日)	
合格発表	平成 26 年 8 月 22 日(金) ★ 平成 26 年 10 月 3 日(金)	

★写真を除く 3 級職種が対象

[実施職種]

○ 1・2 級(26 職種 37 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	タイル張り	タイル張り作業
造園	造園工事作業	畳製作	畳製作作業
機械加工	普通旋盤作業	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	フライス盤作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
	マシニングセンタ作業		シーリング防水工事作業
建築板金	内外装板金作業		FRP防水工事作業
	夕外板金作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
工場板金	打出し板金作業		鋼製下地工事作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業		ボード仕上げ工事作業
建設機械整備	建設機械整備作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
家具製作	家具手加工作業	表装	壁装作業
建具製作	木製建具手加工作業	塗装	木工塗装作業
印刷	オフセット印刷作業		建築塗装作業
石材施工	石張り作業		金属塗装作業
	石積み作業	広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
とび	とび作業	写真	肖像写真デジタル作業
左官	左官作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業		

○ 単一等級(3 職種 3 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
路面標示施工	溶融ペイントハットマーカ工事作業	産 業 洗 浄	高圧洗浄作業
塗 料 調 色	調色作業		

※ 路面標示施工は学科試験のみ実施。

○ 3 級(10 職種 13 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園 芸 装 飾	室内園芸装飾作業	機 械 保 全	機械系保全作業
造 園	造園工事作業		電気系保全作業
機 械 加 工	普通旋盤作業	建 築 大 工	大工工事作業
	フライス盤作業	と び	とび作業
	マシニングセンタ作業	左 官	左官作業
機 械 検 査	機械検査作業	写 真	肖像写真作業
		フ ラ ワ ー 装 飾	フラワー装飾作業



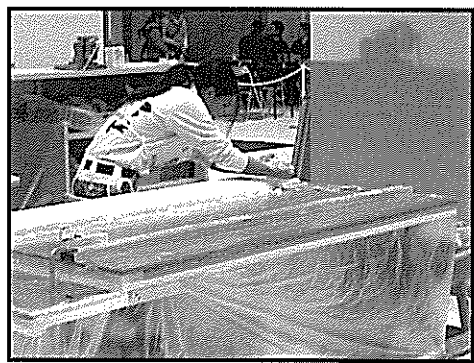
『平成 26 年度前期技能五輪沖縄県予選大会』 参加希望選手募集！

受付期間：平成 26 年 4 月 7 日(月) ～ 4 月 18 日(金)

青年技能者が技能レベルの日本一を競う技能五輪全国大会(平成 26 年 11 月予定)の沖縄県予選大会の参加希望選手を募集します。

1 競技職種

普通旋盤作業	木製建具手加工作業
タイル張り作業	婦人子供注文服製作作業
左官作業	フラワー装飾作業
家具手加工作業	



第 51 回技能五輪全国大会(左官)

2 競技日程

競技課題公表 平成 26 年 5 月 28 日(水)
 競技日 平成 26 年 6 月 4 日(水)～9 月 9 日(火)
 (※期間中、競技ごとに定められた日)

3 参加資格

平成 3 年 1 月 1 日以降に生まれた者(23 歳以下)
 (※学歴、実務経験年数の制限なし)

4 選抜の方法

当該職種に係る技能検定 2 級の実技試験課題により競技を行う。

5 参加手数料

17,900 円(予定)

6 申込、お問い合わせ先

沖縄県職業能力開発協会
 〒900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号
 (TEL) 098-862-4278 (URL) <http://www.oki-vada.or.jp/>

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を発足しました。

ワーク・ライフ・バランス認証企業に認証されるための要件として、次世代育成支援対策推進法の“一般事業主行動計画の策定・届出”と「仕事と生活の調和に向けた」プラスアルファの取組みが求められます。

今回、新たに2社がワーク・ライフ・バランス認証企業に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。

認証第45号 株式会社フィナンシャル・エージェンシー

【代表取締役】 齋藤 正秀

【所在地】 那覇市旭町1番地9 カフーナ旭橋 B-1 街区4階

【取組内容】

- ・女性社員の育児休業取得率100%。
- ・今後制度化予定の育児のための休暇制度「育児休暇（仮称）」を試験運用しており、男性利用者が4名いる。
- ・小学校就学前の子も短時間勤務制度の対象。
- ・フレックスタイム制の導入。
- ・年次有給休暇の半日取得が可能。
- ・ノー残業日の実施。

【PR】 2013年5月に「次世代育成支援対策推進法」の認定マーク（愛称「くるみん」）を取得し、従業員が働きやすい環境整備にも今後も積極的に取り組んでいきます。

認証第46号 特定医療法人 アガペ会（北中城若松病院、介護老人施設若松苑、他）

【理事長】 涌波 淳子

【所在地】 中頭郡北中城村字大城 331 番地（北中城若松病院）

【取組内容】

- ・女性社員の育児休業取得率100%。
- ・小学校就学前の子も短時間勤務制度の対象。
- ・復職教育訓練を設けている。
- ・原則、休業前の原職に復帰。

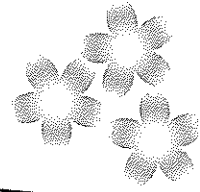
【PR】 自然豊かな環境の中にある職場です。女性が多く働いており、子育て中の悩みを気軽に相談できる体制を整えています。今後も、子育て中の職員が働きやすい職場づくりを進めていきます。



公益財団法人 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター

ゆいワーク

～小さな負担で大きな福利～



会費はおひとり
月額 1,000 円

「ゆいワークってご存知ですか？」

従業員の労働意欲の向上、人材の確保・定着、従業員が家族や仲間と過ごす時間をさらに充実させるため、事業主・従業員のみなさまの福利厚生にゆいワークがサポートいたします。

事業主にとって入会のメリットは…

- 充実した福利厚生制度を簡単に導入できます。
- 税制面でお得です。事業主が負担した会費は損金、または必要経費として計上できます。
- 事業主も、従業員と同様のサービスが受けられます。
- 事業主が行う定期健診の補助を受け取ることができます。
- 共済会、互助会のアウトソーシングにもお得です。

従業員にとってのメリットは…

- お祝金やお見舞金を受け取ることができます。
- 人間ドック受診補助が受けられます。
- コンサート・イベント等チケットが通常価格よりお安く購入できます。
- 会報でお得な情報を定期的にゲットできます。
- 指定ホテル等で通常料金よりお得にご利用できます。
- イベント等にお気軽にご参加・ご利用できます。

加入できる方

- サービス対象地域内で働いている方または事業主。
- サービス対象地域に在住し、他市町村で働いている方。

サービス対象地域（2013年現在）

・ 沖縄市・北谷町・うるま市・北中城村・中城村

ただし、週20時間以下の勤務、退職・離職予定の方、短期契約の方等、一部加入できない場合があります。



地域密着型だから

会員は いろいろ使えて うれしい！

結婚・出生・勤続などお祝金やお見舞金など
約 30 種の共済給付金

健康だからこそ、働くことができる！！
健康診断の受診料をゆいワークは年1回の補助
で、企業と会員をバックアップ。

仕事以外の時間も 職場の仲間や家族・友達
と過ごす時間を充実させてストレス解消
リフレッシュ！

会員は一般料金より安くご利用できます！

- ・ 映画、コンサート等チケット斡旋販売
- ・ 日帰りバスツアー・ボウリング大会
- ・ ホテル等宿泊施設の割引など

資料のご請求・お問い合わせは

ゆいワーク

(公財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター
〒904-0014 沖縄市仲宗根町35番8号

会 員 随 時 募 集 中 ！！

☎098-929-4001

ゆいワーク

検索

<http://www.yuiwaku-oki.jp>



米軍関連施設で働いたことのある方およびご家族の方へ

＜石綿による健康被害の救済について＞

石綿による疾病は、数十年前の仕事でも発症します。

過去に、米軍関連施設で働いたことのある方は、石綿(アスベスト)にさらされる作業に従事した可能性があります。

◆石綿による疾病と認定された場合、労災保険制度または石綿健康被害救済制度による給付を受けられる場合があります。

●石綿が原因で病気になった場合の給付内容
(米軍関連施設で働いたことがある方等について)

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	①沖縄復帰後に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人) ②上記の遺族の方	沖縄復帰の前後にかかわらず、米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人)の遺族であって、本人が亡くなってから一定期間(★)が経過した方 ★期間については、具体的事情により変わります。	①沖縄復帰前に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人) ②上記の遺族の方 注:救済給付は、労災等の給付を受けることができない石綿健康被害者及びその遺族を対象とした制度です。
給付内容(※)	①本人の方 ・療養補償給付 ・休業補償給付 ②遺族の方 ・遺族補償給付 など	・特別遺族年金(原則240万円/年) ・特別遺族一時金(1200万円)	①本人の方 ・医療費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ②遺族の方 ・特別遺族弔慰金 など
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。時効消滅後は、特別遺族給付金の対象となります。	平成34年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。

※給付内容は個別具体的な事情により変わりますので、ご留意下さい。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

・沖縄労働局労働基準部労災補償課 (労災保険給付、特別遺族給付金について)

TEL 098-868-3559

・各労働基準監督署

那覇 TEL 098-868-3344

沖縄 TEL 098-982-1263

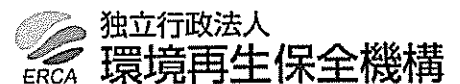
名護 0980-52-2691

宮古 0980-72-2303

八重山 0980-82-2344

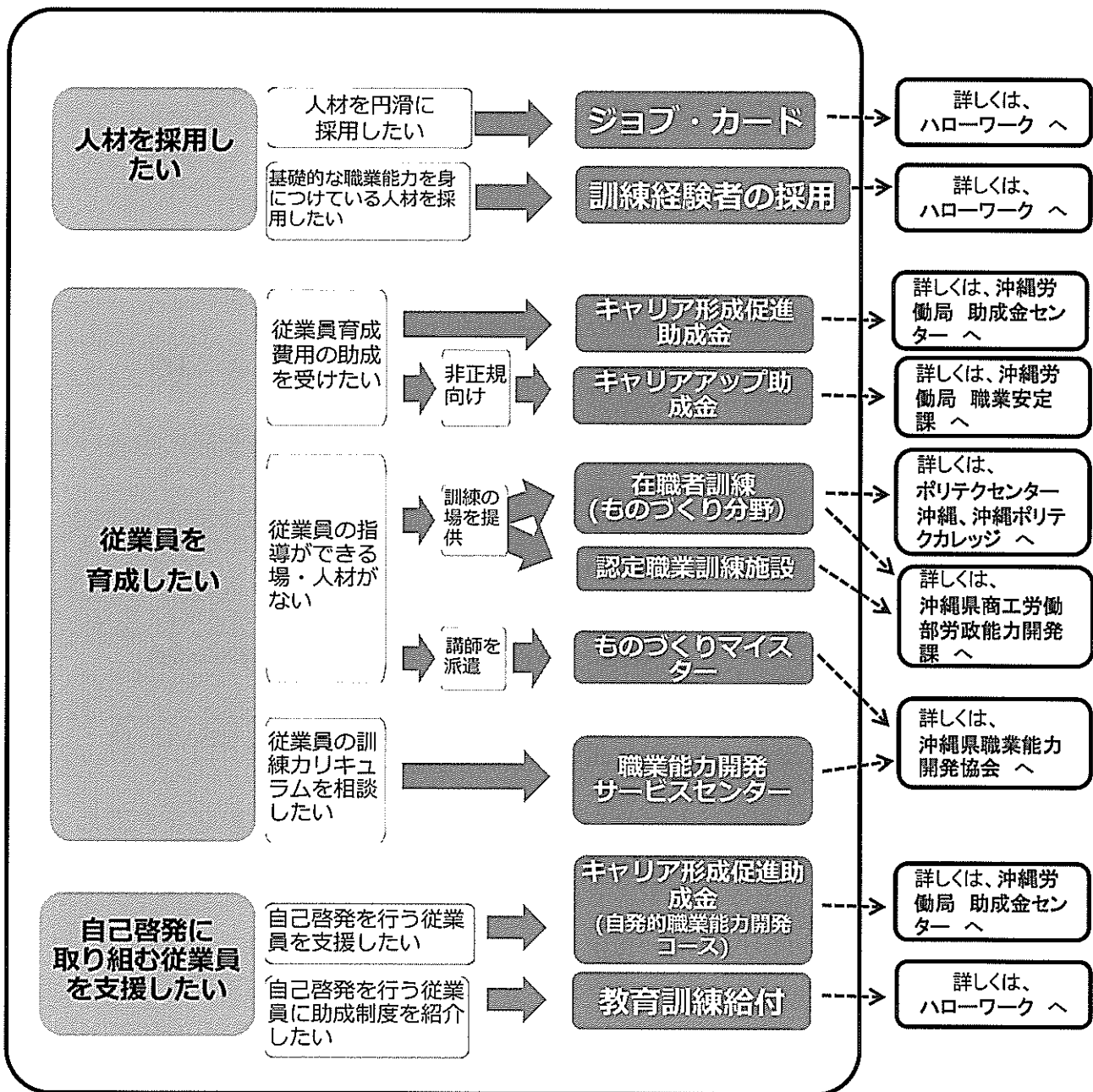
・独立行政法人 環境再生保全機構 (救済給付について)

TEL(フリーダイヤル)0120-389-931



人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。



自社の両立支援制度を確認しましょう

育児・介護休業法は、企業や事業所の規模や業種を問わず適用されています。

下記の育児・介護のための両立支援制度は、育児・介護休業法で定められている最低限の制度です。就業規則などで明文化されているかどうか確認しましょう。明文化されていない対応方法では、制度があることを知らずに退職してしまう、人によって運用が変わってしまい従業員の間で不公平感が生じる、といったデメリットもあります。逆に、制度化することで、従業員の安心感につながり、長く活躍してもらうことができます。

法定どおりの制度を整備するのはもちろんのこと、従業員からのニーズの多い支援については、自社の状況を見ながら必要に応じて制度拡充を図ることも検討しましょう。

育児のための両立支援制度	
(1) 育児休業	育児のために仕事を休める制度
(2) 短時間勤務制度	短時間勤務（1日6時間）ができる制度
(3) 所定外労働の免除	残業が免除される制度
(4) 子の看護休暇	子どもの病気の看護などのために仕事を休める制度
(5) 法定時間外労働の制限	残業時間に一定の制限を設ける制度
(6) 深夜業の制限	深夜（午後10時から午前5時）の就労を制限する制度

介護のための両立支援制度	
(1) 介護休業	介護のために仕事を休める制度
(2) 短時間勤務制度等の措置	短時間勤務などができる制度
(3) 介護休暇	介護などの必要がある日について仕事を休める制度
(4) 法定時間外労働の制限	残業時間に一定の制限を設ける制度
(5) 深夜業の制限	深夜（午後10時から午前5時）の就労を制限する制度

育児休業取得者の代替要員を確保した際や期間契約従業員が育児休業を取得する際に、事業主に対して支給される両立支援助成金もあります。

育児・介護休業規則の規定例や育児・介護休業法に関するパンフレットは、以下の厚生労働省ホームページからもお覧になれます。どうぞご利用ください。

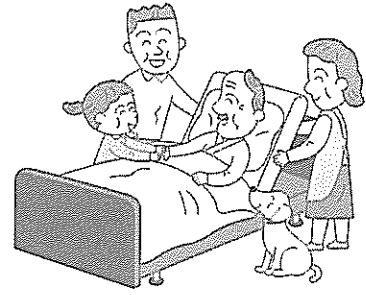
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/index.html#pam-01>

お問い合わせ先：沖縄労働局 雇用均等室

所在地：〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館（3階）

電話：098-868-4380

あなたの会社、 育児や介護をしながら 働き続けることができますか？



育児・介護休業法では、職業生活と家庭生活との両立を図るため、1歳までの子を養育する男女労働者が育児休業を取得できることや、介護休業、子の看護休暇等を事業主に申し出ることにより取得できることを労働者の権利として規定しています。また、子育てや介護のために利用できる短時間勤務の措置を講ずることを事業主に義務付けています。

雇用均等室では、育児・介護休業法が遵守されるよう、事業主に対し指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争を迅速に解決するため、労働局長による紛争解決援助及び両立支援調停会議による調停を行っています。※相談や紛争解決援助、調停は無料で利用できます。

沖縄労働局雇用均等室（電話 098-868-4380）までお問い合わせください。

労働条件通知書を交付していますか

労働者を雇い入れた際は、
労働条件を明示する書面を
交付しなければなりません。

（労働基準法第15条）



- ◎ 労働条件を明示する書面とは、雇用期間・賃金・労働時間など法令で定められた事項が労働条件通知書や雇用契約書などをいいます。
- ◎ 労働条件通知書のモデル様式は、沖縄労働局ホームページからも入手できます。

詳しくは最寄りの労働基準監督署へ

平成25年取扱事件の概況について

今回は、平成25年に当委員会で取り扱った事件（不当労働行為の審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん）の概況について、ご紹介します。

1 不当労働行為の審査

平成25年に取り扱った不当労働行為事件は4件で、全て次年に繰り越しとなっています。審査の実施状況については、下記のとおりです。

平成25年12月31日現在

No.	事件番号及び事件名	申立事項	申立年月日	最終状況	調査回数	審問回数	審問の期間 の日数
			終結年月日				
1	平成25年(不)第1号 琉球大学事件	・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止	H25. 3. 13	次年繰越	4回	2回	-
			-				
2	平成25年(不)第2号 沖縄セメント工業(株)事件	・団体交渉応諾	H25. 3. 22	次年繰越	4回	1回	-
			-				
3	平成25年(不)第3号 (福)沖縄県身体障害者福祉 協会(太希おきなわ)事件	・不利益取扱い	H25. 3. 26	次年繰越	1回	-	-
			-				
4	平成25年(不)第4号 (株)宮古毎日新聞社事件	・団体交渉応諾	H25. 11. 20	次年繰越	-	-	-
			-				

※ 審査期間の日数は、申立日（当日含む。）から終結日までの所要日数である。

2 労働争議の調整

平成25年に取り扱った調整（あっせん）事件は4件で、全て労働組合からの申請となっています。

(1) 取扱件数

係属件数			最終状況					次年 繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切	取下	不開始	計	
1	3	4	1	2	1	0	4	0

(2) 調整事項別件数(新規申請分)

組合承認・ 組合活動等	賃金等 (賃金増額、一時金等)	給与以外の労働条件 (労働時間、休暇等)	経営又は人事 (配置転換、解雇等)	団交促進・ 福利厚生等	その他
1	1	0	2	1	0

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

(3) 業種別申請件数(新規申請分)

製造業	情報通信業	医療・福祉	その他	計
1	1	1	0	3

3 個別労働関係紛争のあっせん

平成25年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は7件で、全て労働者からの申請となっています。

(1) 取扱件数

係属件数			最終状況					次年 繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切	取下	不開始	計	
0	7	7	2	2	0	3	7	0

(2) 調整事項別件数(新規申請分)

経営又は人事 (解雇、懲戒等)	賃金等 (賃金未払、一時金等)	給与以外の労働条件 (労働時間、休暇等)	職場の人間関係 (セハラ、パハラ等)	その他
7	0	0	1	1

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

(3) 業種別申請件数(新規申請分)

医療・福祉	教育、学習支援業	その他のサービス業	その他	計
3	1	3	0	7

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁2階) TEL :098-866-2551
ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

賞与の減額

● 相談内容 ●

賞与を下げざるを得ない経営状態に陥っています。賞与を下げて法律上の問題はありますか。

当社では、賞与は夏・冬とも基本給の2か月分を支給してきました。しかし、数年前から経営状態が悪くなり、ついに昨年の冬は1.5か月分、今年の夏は1か月分を支給するのが精いっぱいになりました。労働組合は、一方的に減額することに抗議しています。就業規則には、「業績に応じて支給する」と記載しているのみで、支給額まで定めているわけではないと説明しても、納得は得られていません。経営状態に応じて賞与を減額することは、法律上の問題となることはありませんか。

● 相談回答 ●

ポイント

賞与は必ず支給しなければならないものではありませんが、就業規則や労働協約などに支給額・支給率について具体的に定められているときは、支払う義務があります。

ご相談のように、就業規則で、「業績に応じて支給する」と記載しているのみで、具体的な支給条件があらかじめ確定されていなければ、経営状態に応じて賞与を減額しても、労働基準法上の問題はありません。

しかし、これまで一定額支給されてきたものを減額するわけですから、従業員や労働組合に対して経営状態を含め十分に説明することが重要です。

☆賞与が賃金として取り扱われるとき

毎月の給料は、一定期日に全額を支払うことが法律的に義務付けられています(労働基準法第24条)が、賞与、一時金等は、支給することが義務付けられているものではありません。支給するとすればその支給額、支給方法、支給期日、支給対象者などの支給基準をどうするかは、使用者が、あるいは労使の協議により自由に決めることができる性質のものです。

ただし、就業規則や労働協約などに、支給額、率、期日、対象者等の支給基準が明記されているときは、賞与、一時金も賃金として扱われ、支給する義務を負うこととなります(昭和22年9月13日発基第17号)。そして、従業員が請求権を有することにもなります。

☆増減には組合との十分な協議が必要

就業規則や労働協約などに具体的な支給額、率等の規定を設けていないとき、賞与をどうするかは、労使の自由な交渉によって個別に決定していくものと思われます。

また、就業規則などに、「会社の業績に応じ、賞与を支給することがある」のような一般的な規定を置くに止められているときも多いと思われます。

このようなときには、具体的な支給条件などがあらかじめ確定しているとはいえません。判例でも、支給額や支給率についてあらかじめ決定されていなければ、賞与を支払わなければならない義務はないとしています(「ヤマト科学事件」昭和58年4月20日東京地裁判決)。

しかし、これまで夏・冬とも2か月分を支給してきたところを短期間で急激に減額するわけですから、従業員の生活にも大きな影響を与えることは明らかです。労働組合も一方的な減額に抗議していますから、団体交渉において会社の経営状態を必要に応じて経営資料も提示しながら十分に説明し、納得を得られるように努力することが重要です。

なお、その時は、団体交渉に誠実に応じないという不当労働行為(労働組合法第7条)に当たらないように注意することが必要です。

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完 全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H22=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率					
平成13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	101.5	101.9
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	100.3	101.0
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7
25年12月	32,460	277,215	13,517	120,224	46	6.6	31,080	12,994	0.42	1,651	99.1	99.3
1月	32,302	276,799	13,458	118,779	45	6.6	31,542	14,188	0.45	1,545	99.2	99.3
2月	32,262	275,636	13,388	118,869	38	5.6	32,889	16,626	0.51	2,033	99.1	99.2
3月	32,098	269,577	13,377	117,058	39	5.8	34,572	18,367	0.53	3,046	99.3	99.4
4月	32,720	275,719	13,276	119,112	50	7.4	35,704	17,600	0.49	2,978	99.7	99.7
5月	32,736	275,980	13,423	120,427	44	6.5	35,387	17,312	0.49	2,306	99.8	99.8
6月	32,745	275,373	13,548	122,754	33	4.9	33,804	16,279	0.48	2,085	99.6	99.8
7月	32,701	273,817	13,633	122,806	42	6.1	33,330	17,265	0.52	2,184	100.0	100.0
8月	32,606	274,194	13,697	122,185	46	6.6	32,291	17,860	0.55	2,001	100.6	100.3
9月	32,626	274,184	13,681	122,327	36	5.3	31,615	17,934	0.57	2,076	100.7	100.6
10月	32,632	275,269	13,717	122,627	34	4.9	31,021	18,242	0.59	2,256	100.8	100.7
11月	32,639	275,748	13,817	123,591	33	4.8	30,121	17,730	0.59	1,905	100.7	100.8
資料 出所	県 統 計 課					沖 縄 労 働 局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
25年12月	148.6	148.3	136.0	138.1	12.6	10.2	649,544	454,550	289,445	224,883	360,099	229,667
1月	139.1	145.4	127.4	135.3	11.7	10.1	299,270	225,508	285,798	224,681	13,472	827
2月	145.4	144.7	133.5	134.4	11.9	10.3	291,539	224,758	287,924	223,492	3,615	1,266
3月	146.7	149.5	134.2	138.5	12.5	11.0	307,091	246,023	289,471	228,594	17,620	17,429
4月	154.0	155.4	141.3	145.2	12.7	10.2	303,216	233,982	292,839	229,562	10,377	4,420
5月	149.3	150.4	137.2	140.9	12.1	9.5	297,852	231,058	288,359	227,388	9,493	3,660
6月	152.1	151.1	140.0	141.9	12.1	9.2	666,226	454,831	348,800	281,825	317,426	173,006
7月	154.3	153.8	141.9	144.5	12.4	9.3	503,316	351,004	348,119	280,643	155,197	70,361
8月	148.0	153.5	136.0	143.8	12.0	9.7	360,047	301,218	348,361	281,230	11,686	19,988
9月	147.2	147.8	134.9	138.6	12.3	9.2	356,452	282,616	348,661	279,452	7,791	3,164
10月	152.8	151.9	140.0	142.5	12.8	9.4	360,498	283,670	351,507	280,374	8,991	3,296
11月	153.5	151.9	140.5	142.1	13.0	9.8	377,631	288,928	350,985	282,850	26,646	6,078
資料 出所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」125号¹⁹⁹ (琉球労働から通巻198号)

2014年3月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労政能力開発課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発行人／伊集 直哉
印刷所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
(コーポ津波古101号)
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297
